議案第３０号資料

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則新旧対照表（傍線の部分は、改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（申請の手続） 第３条　（略） ２　前項の規定による書類の提出は、次の各号に掲げるいずれかの期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その期間を変更することができる。 (1)　１０月５日から同月２０日まで (2)　１月５日から同月２０日まで	（申請の手続） 第３条　（略） ２　入学準備金の貸付申請期間は、１月５日から同月２０日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その期間を変更することができる。
（返還） 第９条　入学準備金の返還は、１７回の割賦返還（貸付額が３０万円のものについては、１３回の割賦返還）とし、毎四半期末日までに納入するものとする。 ２　（略）	（返還） 第９条　入学準備金の返還は、貸付けを受けた年の１０月から１７回の割賦返還（貸付額が３０万円のものについては、１３回の割賦返還）とし、毎四半期末日までに納入するものとする。 ２　（略）